

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案  
に関する意見募集の結果について

令和7年1月14日  
こども家庭庁成育局保育政策課

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」について、令和6年12月6日（金）から令和7年1月4日（土）まで御意見を募集したところ、計245件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※いただいた245件の御意見のうち、今回の意見募集に関係ないもの、他の意見と重複するものを除いた計63件をまとめています。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
全体		
1	<p>利用者が安心して利用できる環境作りがなされるようなもので良いと思われる。運営していく中で想定外な事象や状況に相對した際に今後精査していく必要があるかと思われる。しかしながら、現状は保育士の求人倍率の高さが何年も高すぎる状況に置かれ、離職率の激増など、安定して運営維持できるような環境作りこそ回ってこどもたちの安心や安全な場所として存続していけるかと思われる。その点も鑑みて過度な負担にならないような法整備にご尽力いただきたい。</p>	<p>1文目については、本案に賛同の御意見として承ります。その他については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>内容が全体にわたり細々とした条件が記載されている中で、保育環境整備に関しては運営する施設側の責務であり当然の指摘事項であると考え。他方、もし実際に日々の保育現場をご覧頂ければ、各保育士、職員共に毎日精一杯の配慮と努力を積み重ねているのが実情であり、園児一人一人の個性や家庭環境が異なる中でも、公平性やプライバシーにも十分に配慮した上で、個性や人格の尊重を大切に取り組んでいる。不適切な事例が中にはあるため、行政が細かな規定を示すことが致し方ないことも重々承知しているが、子どもたちの保育に日々真面目に取り組んでいる施設の方が圧倒的多数である事も理解頂きたい。</p>	<p>御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>運営基準自体には問題ないように感じる。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>
4	<p>基準があまりにもずさんである。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
5	<p>今回の基準案は撤回すべき。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

6	<p>2. 制定の概要 (1) 3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。とあるのは、内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させなければならない。と変更すべき。努力義務ではなく、義務とすべき。</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 1 条第 3 項等の規定ぶりも踏まえ、努力義務としているものであり、原案どおり努力義務とさせていただきます。</p>
<p>(5) 乳児等通園支援事業の一般原則</p>		
7	<p>質の評価の基準として、保育所保育指針並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領を参考にすべきと考える。</p>	<p>(5) ③の質の評価に関する詳細については、本件府令の施行に向けてその詳細を検討していくこととしており、いただいた御意見も参考とさせていただきます。</p>
8	<p>(5) 乳児等通園支援事業の内容について、十分に配慮して対応していくが、そもそも保育園を利用するのも慣らし保育や事前の面談によって子供の特徴や食事形態、アレルギーについて情報を得るのに、いきなり来て何の情報もなく子供を保育するのは安全性にかけている。その点をどうお考えか教えていただきたい。</p>	<p>こども誰でも通園制度の実施に関する手引（以下「手引」という。）において、初回利用の前に保護者との事前面談を求めるとともに、緊急連絡先や食物アレルギー対応の有無など、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報の事業者における事前把握等について記載を盛り込む予定です。国において構築する総合支援システムにおいては、保護者の同意を得た上で、こうした情報の提供を行う予定です。</p>
<p>(6) 乳児等通園支援事業者と非常災害</p>		
9	<p>少なくとも月 1 回は、これを行わなければならないとあるが、不定期・不特定（その日来る子を予め事業者で特定することは難しい）であることと、乳児等における心理的配慮から努力基準にしてはどうか。</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 6 条第 2 項に定められた現行の保育所における避難及び消火に関する訓練の取扱い等と同様の取扱いとする観点から義務とすることが適当と考えております。</p>

10	<p>(6) 非常災害条項第2項において、冒頭に「前項の訓練のうち、」と加えるべきと考える。</p> <p>今の条文では、非常災害以外の避難訓練（例えば不審者からの逃避など）を行うことで非常災害からの避難が不要とされる恐れがあり、これらの訓練は別のものとして扱うべきと考える。また、保育所や家庭的保育事業等と別の取扱いは、ダブルスタンダードとなり、現場の混乱を招く恐れもある。</p>	<p>ご指摘の点については、(6)①において、「(②の訓練を除く。）」としているとおり、避難及び消火に関する訓練は、①の訓練から除いた上で②において定めることとしています。</p>
11	<p>月に1回の各種訓練について、同一の施設において、特定教育・保育施設として既に実施している場合の対応はどうか。</p>	<p>同一の施設において既に実施している場合について、別途実施する必要はないものと考えており、その旨を通知においてお示しする予定です。</p>
<p>(7) 安全計画の策定等</p>		
12	<p>一時預かり事業に併設する一般型や余裕型いずれの場合も、安全計画やその他の計画・諸規程は、現在設置されている事業所の者とは全て別に、新たに作成しなければならないものなのかについて、通知ではなく基準に明示していただくと事業開始に当たって事業者が参入しやすく、市町村も指導がしやすいかと思うのでご検討いただきたい。</p>	<p>安全計画等については、既存のものがある場合に、新たに作成する必要性が無いものもあると考えており、こうした内容については、通知においてお示しする予定です。</p>
13	<p>同一施設内で既に安全計画が存在する場合は、新たに作成する必要はないのか。</p>	<p>上記のとおりです。</p>
<p>(8) 自動車を運行する場合の所在の確認</p>		
14	<p>3歳未満児の乳幼児の送迎は特別な事情のない限り原則不可とし、地域の実情により実施する場合は自治体の許可を得なければならないとすべき。</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。なお、自動車の運行の有無については事業者の判断によるものと考えておりますが、(8)</p>

	この事業は子育て支援として保護者の悩みなど相談業務も必要とされることから、原則保護者の送迎とすることにより、こどもの成長の度合い等を通じて、保護者との信頼関係を構築し、気軽に相談することができると思う。	は、その場合の所在の確認について所要の内容を定めるものです。
15	(8) 自動車を運行するための所在の確認の内容の中にどんな場面を想定してこの項目を書かれたのか。一般的な乳幼児の保育施設では日常的に想定しないような内容の記述があり、この事業の特別な運用を想定していることが危惧される。(8)が意味することはどんな内容が含まれるか明らかにすべき。	御指摘の部分については、乳児等通園支援事業においても送迎等のために自動車を運行することが考えられることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の例を踏まえて規定しております。
(9) 乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件及び(10) 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等		
16	(9) 乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件「乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。」の「できる限り」の部分は「必ず」とすべき。不適切保育に始まり、保育の質の向上を目指す方向性が示されるべきと考える。	御指摘の部分については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の例を踏まえて規定しております。
17	本事業は、「適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業」と定められた。しかし、基準案(9)及び(10)は他児童福祉事業のそれと同内容のものであり、より高度な専門性を有する職員が必要であることを想定していない。 本事業は、その目的や性格から「新任職員」では行えないものである。なぜなら、子どもの保育及びその保護者に対する支援は相当な	御指摘の部分については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の例を踏まえて規定しております。

	<p>経験なくして行えないものであり、まして本事業は2名もしくは1名で担当する事業であるため、職員がチームで育ちあうことも困難である。したがって、あらかじめ当基準において「経験職員」が求められることを明記すべきである。</p>	
<p>(11) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準</p>		
18	<p>(11) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について</p> <p>「他の社会福祉施設等」が児童発達支援施設であることは12月26日の検討会で回答があったが、福祉13事業と併せて設置する場合や保育園や認定こども園等が併設する場合についての設備及び職員の併用についてお示しいただきたい。</p>	<p>ご指摘の点については、詳細を検討の上、通知においてその内容をお示ししたいと考えております。</p>
19	<p>(11) にある兼務規定は廃止すべきである。まして、保育士不足を憂いでいる昨今において、これ以上保育士等職員の業務を増やすことは得策とはいえない。</p>	<p>現場における運用や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められた保育所の基準の例等に鑑み、兼務規定を置くこととしています。</p>
<p>(12) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則</p>		
20	<p>(12) の標題中「利用乳幼児」を「利用乳幼児等」とし、本文中「利用乳幼児」を「利用乳幼児及びその保護者」にすべき。</p> <p>理由は、乳児等通園支援事業が、乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供だけでなく、その保護者への面談及び当該保護者への援助をいうものであるため。</p>	<p>本件府令では、こどもの処遇に関する内容を中心に規定をすることとしており、いただいた御意見については、今後の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
<p>(15) 食事</p>		
21	<p>食事について、「当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない」とされている。0、1、2歳の子どもを対象とすることから、安全性</p>	<p>食事に関する規定は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の例を踏まえ作成されていません。</p>

	を担保するために、特に「一般型乳児等通園支援事業所」の場合は、食品の管理等について、厳密な基準とすることが必要である。	食事の提供に関する細則については、事務連絡や手引等についてお示しすることを予定しております。
22	アレルギーの危険を考え、昼食が必要な場合は弁当を持参することとすべき。	ご提案のように一律に昼食を弁当持参とする規定を設けることは、適当ではないと考えております。
23	食物の誤飲に関して、食品が誤飲しにくいような性質（形状・固さ・弾力性等）になるよう工夫する事と、また誤飲発生時における対応マニュアルの作成及び指導がなされるようにする事について、どこかに記載を行っておく方が良いのではないかと。	食事の提供に関する細則については、事務連絡や手引等についてお示しすることを予定しており、いただいた御意見については、検討に当たり参考とさせていただきます。
24	(16) 乳児等通園支援事業所内部の規定について、事業所である保育園に丸投げで内容が決まっていないう状態で何を基準に決めていったらいいのかが不明です。具体的な例を教えてください。	乳児等通園支援事業所内部の規程の詳細については、通知においてお示しする予定です。
(17) 乳児等通園支援事業所に備える帳簿		
25	(17) 事業所に備えるべき帳簿について、「及び利用乳幼児の処遇の状況」を「並びに利用乳幼児の処遇の状況及びその保護者への援助の状況」にすべき。 理由は、乳児等通園支援事業が、乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供だけでなく、その保護者への面談及び当該保護者への援助をいうものであるため。	本件府令では、こどもの処遇に関する内容を中心に規定をすることとしておりますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
26	利用乳幼児の処遇について、支援を行う上での年間計画・月案・週案・日案等の作成が必要と思われる。発達過程における計画については、0歳児用、1歳児用、2歳児用と成長の段階に応じた計画が必要となり、また、個人の発育段階に応じた個別計画は、月10時	ご指摘の計画については、手引においてその詳細をお示しする予定です。

	間までの利用範囲であり、毎日通所する在園児とは、利用時間が異なり、単発的な利用が想定されるため、個人の発育状況に応じた個人ごとの養護と教育に関する個別計画の作成が困難であると推測される。毎月の利用時間10時間が付与され、満3歳未満までの期間、短発的な継続利用が見込まれる制度の為、毎月の継続的な利用を円滑に行うことを前提とした乳幼児に対する計画策定等の基準をお示しいただきたい。	
(21) 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準及び(23) 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準(設備の基準に係る部分に限る。)		
27	子どもとその保護者が1時間単位で出入りするような環境では、通常の在園児の保育にも影響が出るため、専用の部屋を必要とすべき。	「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」(令和6年12月26日)において、乳児等通園支援事業の設備の基準については、「一時預かり事業と同様の設備基準を定めるべきである」とされたことも踏まえ、一般型乳児等通園支援事業については一時預かり事業(一般型)と同様の基準と、余裕活用型乳児等通園支援事業については保育所等の各施設又は事業の基準によることとしています。
28	一人当たりの面積の見直しを求める。 特に3歳以上児の一人当たり1.98平方メートルは狭すぎる。 諸外国と比べても、不適切な環境であると感じる。 保育環境は人的環境と物的環境の双方から成り立っている。 保育の質は人的環境だけで語れるものではない。 定員減になっても子ども1人当たりの環境が良くなるなら、基準面積は増やすべき。	
29	五 満2歳以上の幼児を利用させる場合は支援室・遊戯室および便所の設置、六では1.98平方メートル以上とあるが、乳幼児等通園支援は満3歳未満とされており、その後は幼稚園の満3歳入園を即しているように受けるが、必ずしも全員が満3歳に入園するとは限らないことと、選択が満3歳入園しかないのはインクルーシブでは	
乳児等通園支援事業については、児童福祉法(令和7年4月1日施行時点)において、「乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)」と規定されたとおり、満3歳未満のこ		

	ない。このことを踏まえ4歳の誕生日を迎えるその年度まで利用できる可能性を残して制度設計されているという認識で良いか。	どもの利用を念頭においた設備基準としております。
30	設備の基準について、(21)イに耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物と記載があるが、本事業は保育所・幼稚園・認定こども園に限らず子育て支援事業者など多様な事業者が担うことを想定しているものかと思われるので、建物の耐火性においては「その他」または「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」建築物であっても、実施できるようにするべきではないか。その場合も(21)口の基準に当てはまれば、利用する子どもの安全上特段支障がないのではないか。	上述のとおり、一般型乳児等通園支援事業の設備の基準については一時預かり事業(一般型)と同様とすることとしております。ご提案については、今後の参考とさせていただきます。
(22)一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準及び(23)余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準(職員の基準に係る部分に限る。)		
31	配置基準について、一人一人のこどもの安全を最優先に考え、0歳児は1対1で、1～2歳児は2対1にするべき。 1対1の保育士配置とするべき。 出来れば(最低でも)、0歳児:1対1、1歳児:1対3、2歳児:1対4、3歳児:1対6とすべき。	職員の基準については、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」(令和6年12月26日)において「こども誰でも通園制度の制度化に当たっては「こどもの安全」が確保されることを前提に、試行的事業の実施状況を踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とすることが適当である」とされたことも踏まえ、一般型乳児等通園支援事業については一時預かり事業(一般型)に、余裕活用型乳児等通園支援事業については
32	この事業に従事するのは保育資格のある保育士に限定するべき。	
33	保育園と同等以上の配置基準を求める。	
34	もう1人保育士を増やすべき。	
35	保育所等と併設であっても、事業実施あたる人は独自配置すべき。独自配置により休暇等の保障もできる配置とすべき。	

36	職員の資格要件について、保育士または子育て支援員を有する者とするべき。	一時預かり事業（余裕活用型）と同様の基準としております。
37	どの園にも看護師などの専門職が必要ではないか。	
38	心配な子ども、不安のある保護者に対して保育をするにはベテラン保育者が必ず必要である。	
39	障がい児、医療的ケア児についてはなおさら、保育室の充実、看護師の配置が必要。	
40	保育士でない乳児等通園支援従事者とは、子育て支援員とはまた異なるものか。	ご指摘の保育士以外の乳児等通園支援従事者については、子育て支援員研修を修了した者等を想定しておりますが、詳細は通知でお示しすることとしております。
41	（22）一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準3において、「当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。」と緩和とも取れる条件がある一方で（23）余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準においてはそのような「1人とする事ができる」といった基準があるようには見えない。余裕活用型乳児等通園支援事業所に対してのみ故意に条件緩和を設けず参入を妨げている合理的理由が不明であり、差を撤廃しなければ不公平な取り扱いとなる。差を撤廃するか差を設けた合理的理由を数字を用いて根拠を示すように求める。	ご指摘の「差」については、余裕活用型が保育所等の利用定員の範囲内で実施するものである一方、一般型が定員を別に設けて実施するものであることによるものです。
42	「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」においては、管理者の配置についての定めはありません。一方手引き（素案）では「管理者の責務」についての記載がありますが、特に「一	ご指摘の点については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における保育所に関する規定と同様に、本内閣府令において規定しており

	般型乳児等通園支援事業所」においては、管理者の配置について定めることが必要である。	ませんが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
43	(24) 及び(25) について、章の構成からすると、この位置は「雑則」となる場所と思われるが、この項目については乳児等通園支援事業の総則的内容の部分であることから、(19) の次に位置づけるべき。	ご指摘の点については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の条文構造を参考としており、原案どおりとさせていただきます。
44	(26) に記録に関して記載がある。本来の在園児と同様、指導要録のような記録作成が義務となるのか。本格的な記録ではなく、登園の有無、健康チェック程度の簡易的な記録なのか。	ご指摘の記録の詳細については、手引においてその詳細をお示しする予定です。
経過措置		
45	経過措置期間を令和 7 年 3 月 31 日ではなく、令和 8 年 3 月 31 日までとしないのはなぜか。令和 8 年 3 月 31 日までとしたほうが、自治体も余裕をもって条例制定ができるのではないか。	本経過措置については、改正法第 7 条の規定に関する実施命令として定めるものであるため、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限ったものとしています。なお、規定ぶりについては、先例等も踏まえ「制定施行」とさせていただきます。
46	経過措置における「市町村の条例が制定施行されるまでの間」については、改正児童福祉法の施行日が令和 7 年 4 月 1 日であり、同年 3 月 31 日までの間、同法は未施行の状態であるため、市町村条例は施行できないと考えられる。当該経過措置については、「市町村の条例が公布されるまでの間」とされる方がよいのではないか。	
47	府令の効力が発生するのは、施行日である令和 7 年 4 月 1 日であることから、この経過措置自体が無効とはならないか。	本経過措置は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 7 条の準備行為規定に関する実施命令を定めようとするものです。このため、本内閣府令の施行日前に関する規定となっています。
その他		

48	乳児等通園支援事業を施行する場合には、こどもの安全を守るためにも、預かり前の面談義務や慣らしなどの保障を入れるべき。	ご指摘の点については、本内閣府令において規定しておりませんが、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
49	対象施設の明記がないが、基準を満たすところであれば実施可能という見解で良いか。そのようであれば一文明記して頂けると、この制度の運営に弾みになる。 対象施設名を明記してほしい。	対象施設については、児童福祉法施行規則を改正し、規定することを予定しております。
50	保育園に通園していない子どもをいきなり丸一日お預かりすることは、何も知らない状態のため、リスクが高すぎる。いきなり一日預かるのではなく、短時間から徐々に長時間預けるようなシステムにして頂きたいです。時間も標準時間の11時間ではなく8時間以下がベストだと思います。	乳児等通園支援事業については、ご指摘のように「いきなり一日預かる」ことを要件とはしておりませんが、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
51	親子分離の登園を条件とせず、親も一緒に園で子どもと過ごす事業の展開も認めるべき。	慣れるまでに時間がかかる子どもに対する対応として、利用の初期に「親子通園」を取り入れることも考えられるところであり、ご指摘の「親子分離の登園」は条件としておりません。
52	この事業においては、まずは親子通園から始めることを明示していただきたい。	ご指摘の「親子通園」については、本内閣府令において規定しておりませんが、手引において、慣れるまでに時間がかかる子どもに対する対応として、利用の初期に「親子通園」を取り入れることも考えられる旨をお示しすることを予定しております。
53	医療的ケア児、障害児等の支援度の高い子どもに関する「基準」が無いことは問題である。最低でも看護師配置でなくては受けられな	ご指摘の点については、本内閣府令において規定しておりませんが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。

	いはずであり、また、非常災害への対応や自動車運行においても医療的ケア児等への対応可能な設備・備品明示が必要である。	なお、医療的ケア児や障害児等の受入れに当たっての留意事項等については手引においてお示しする予定です。
54	一時預かり事業との関係や併設の可能性についてもご検討いただきたい。	一時預かり事業との関係については、手引において記載を盛り込む予定です。 また、一時預かり事業と乳児等通園支援事業を併せて実施することは差し支えございません。
55	設備、人的にも幼稚園では対応できない。	本内閣府令については、満3歳未満のこどもが利用するという観点から、保育所の基準等を参考としつつ立案しておりますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
56	<p>乳児等通園支援事業を実施する建物について、建築基準法の完了検査を受けていない建物が多々あるようなので、そういった建物であっても、当該事業を実施できるように基準で定めてもらえないか。</p> <p>理由 既存の建物を活用して事業を開始するときに、建築基準法の完了検査を受けていない建物であると、基準（21）の八のイやロの基準に適合しているかどうか、改めて申請者が外部の専門家に鑑定をお願いするしか術がなく、対象建物が賃貸物件であった場合、貸主が鑑定に応じてくれないときもある。建物を建てる時は必ず建築確認申請書を提出しているので、建築計画概要書の確認ができれば、完了検査を受けていない物件であっても、一定の建物の安全性は確保できるとみなすことはできないだろうか。そうすることで、新規に事業に参集しやすくなると思われる。</p>	ご指摘の点については、本内閣府令において規定しておりませんが、御意見については、乳児等通園支援事業の円滑な施行を図るため、取扱いについて検討させていただきます。

57	この事業で保育を受けるこどもは園のなかでどのような存在として規定されているのか。クラスが存在するのか。	クラスの編成等の運営の在り方については、事業者の方針によるものと考えています。
58	「誰でも通園制度」は施設型給付の担当が、定員数や1人がみる園児数の余裕がある場合に、在園児と共に同じ教室で保育するものであるとのことだが、現場から言えば、利用するこどもにとっても在園児にとっても、担当の保育士にとっても負担でしかない。また、利用する保護者にとっても有益になるとは考えにくい。	乳児等通園支援事業については、ご指摘の余裕活用型のほかにも、定員外で実施する一般型も規定しているところですが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
59	1回の利用時間について、保育を必要としない子を対象にすることや、特に低年齢であることを踏まえて、1回の利用時間は3時間以内とすべき。	利用時間については、本内閣府令において規定しておりませんが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
60	弟妹の里帰り出産の際は、利用希望児が居住地の施設への在籍に関わらず利用可とすべき。	里帰り出産におけるきょうだい児の利用等については、乳児等通園支援事業における定期的でない柔軟な利用の方式として想定されるものと考えており、この旨を手引に盛り込むことを予定しております。
61	不適切な保育が疑われる場合の対応は基準中に示すのか。示さない場合、どのような対応を講じるのか。 府令公布後、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」は改訂するのか。	ご指摘の点については、本内閣府令において規定しておりませんが、御意見も踏まえ、引き続き、今後の対応を検討してまいります。
62	預かる前には保護者との面談をし、日常の生活ぶりや癖など細かく聞き、できるだけ大きな不安のない状態で保育ができるようにすべき。	初回利用の前に行われる面談に関して、手引においてその詳細をお示しする予定です。

63	安全計画の策定等、必要な措置を講じる義務が全て事業所の責任とされており、国や自治体の公的な責任が全く問われないようでは、事業所、従事者、子どもや保護者の命、安全、人権が蔑ろにされるのではないか。	安全計画の策定等は、事業を実施する事象所において行われるのが適当であると考えております。
----	---	--

※上記本内閣府令の制定に関する直接の御意見のほかにも、

- ・ 乳児等通園支援事業を実施すること自体についての御意見
- ・ 乳児等通園支援事業に関わる補助制度についての御意見
- ・ 現行の保育制度に関する御意見

など様々な御意見を頂きました。

これらの御意見も含め、今回いただいた様々な御意見については、今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。